



紫陽花

# 原田会計事務所所報

編集発行人  
税理士

原田 啓吾

広島市中区十日市町1-3-37  
十日市町ビル ☎ 730-0805  
TEL 082(291)9807代  
FAX 082(295)2121  
URL <http://www.haradakaikei.net/>

## ◆ 6月の税務と労務

- 国 税／5月分源泉所得税の納付 6月10日
- 国 税／所得税の予定納税額の通知 6月17日
- 国 税／4月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等) 7月1日
- 国 税／10月決算法人の中間申告 7月1日
- 国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 7月1日
- 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付  
(第1期分) 市町村の条例で定める日
- 労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払  
届 支払後5日以内

6月

(水無月) JUNE

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

労 務／児童手当現況届(市町村役場に提出)

7月1日

**既存住宅売買瑕疵保険** 中古住宅の検査と保証がセットになった保険制度。購入した中古住宅に、後日、雨漏り等の欠陥が見つかった場合、保険に加入している住宅であれば、保険会社（住宅瑕疵担保責任保険法人）から補修費用等の保険金が保険契約者である中古住宅の売主（売主が倒産等の場合は購入者）に支払われます。

ワン  
ポイント

# 事業承継税制の要件緩和による 抜本的見直しのポイント

手続きの簡素化

① 事前確認制度の廃止  
納税猶予の適用を受けるた  
めには、事前に経済産業大臣  
の確認を受け、その後、認定  
を受ける必要があり、確認を  
受けなければ納税猶予の適用  
を受けられない仕組みとなっ  
ていました。改正では、この  
確認制度が廃止されました。

② 提出書類の削減  
この制度は、経済産業局と  
税務署の双方に届出を行いう必  
要があり、提出する書類にも  
重複があります。そこで、添付書類の一部が  
削減されます。株券を担保として提供する必  
要があつたため、株券を発行  
しなければなりませんでした  
が、株券不発行会社について  
も一定の要件を満たせば、株  
券を発行しなくとも適用が受  
けられることとされました。

③ 制度の適用を受けるには、  
株券を担保として提供する必  
要があつたため、株券を発行  
しなければなりませんでした  
が、株券不発行会社について  
も一定の要件を満たせば、株  
券を発行しなくとも適用が受  
けられることとされました。  
④ 延納・物納の適用  
認定が取り消され、猶予税  
額を納付する場合には、延納

に改正されました。  
② 後継者の親族要件

非上場株式を取得する後継  
者は、経営者の親族でなければ  
ならぬこととされています。  
したがってこの要件が廃止され  
親族以外の者が後継者として  
与からとされています。

③ 先代経営者が役員を退任す  
る

ることが贈与税の納税猶予の  
要件となっていましたが、代  
表取締役を退任すれば、贈与  
税、有給の役員であつても差  
し支えないこととされます。

## (2)

利子税の負担軽減等

納税猶予を取り消された場  
合には、猶予税額とその期間  
についての利子税を納付しな  
ければならないこととされ  
ていますが、利子税率が年二  
一%から年〇・九%に引き下  
げられ、納税猶予期間が五年  
を超えていれば当初五年間の  
利子税が免除されます。

① 適用要件の緩和

雇用確保要件

納税猶予の適用を受けた場  
合には、適用後五年間は毎年、  
當時雇用する従業員の数が、  
適用時と比較して八割以上で  
なければならぬこととされ  
ていきましたが、五年間の平均  
で八割以上であれば良いこと

見直しが、平成二十五年度税  
制改正で行われました。な  
お、適用は平成二十七年一  
月一日以後の相続、遺贈又は贈  
与からとされています。

## 改正点



又は物納の選択ができる  
とされました。

#### ④ 資産保有型会社等の改正

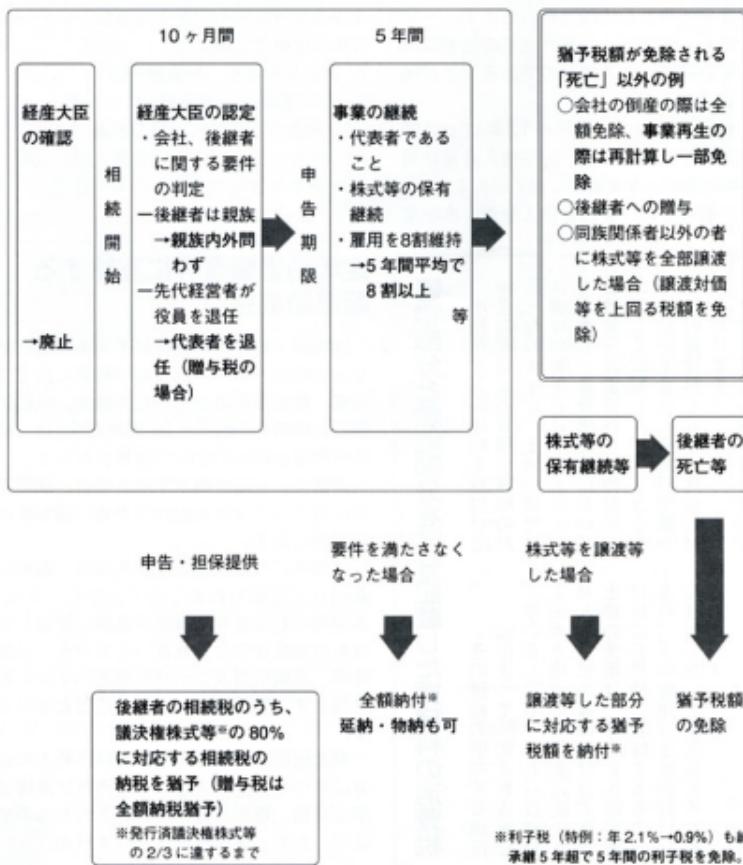
資産保有型会社等の判定  
この制度の適用を受けるこ  
とができる一定の資産保有  
型会社及び資産運用型会社に  
該当しないとされる要件のう  
ち、當時使用する従業員数が

五人以上であるかどうかは、  
後継者と生計を一にする親族  
を含めないで判定すること、  
商品の販売・貸付等を行つて  
いることとする要件について、  
後継者の同族関係者に対する  
貸付を除外すること、などが  
新たに規定されます。

#### ② 総収入金額の判定

総収入金額が零（ゼロ）と  
なった場合には、納税猶予が  
取り消されることになります  
が、この場合の総収入金  
額の範囲から、営業外収益及  
び特別利益が除外されました。  
したがって、総収入金額が零  
い場合は、特別利益の金額しかな  
い場合には、納税猶予が取り  
消されます。

#### 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の流れ



## 借換え、再借換えをした場合の住宅借入金等特別控除

より低い利率にするため住宅ローン等を借り換えることがあります。

住宅借入金等特別控除の対象となる住宅ローン等は、住宅の新築、取得又は増改築等のために直接必要な借入金等でなければなりません。したがって、借換えによる新しい住宅ローン等は、原則として住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。

しかし、次のすべての要件を満たす場合には、住宅借入金等特別控除の対象となる住宅ローン等として取り扱われます。

- ① 新しい住宅ローン等が当初の住宅ローン等の返済のためのものであることが明らかであること。
  - ② 新しい住宅ローン等が10年以上の償還期間であることなど住宅借入金等特別控除の対象となる要件に当てはまる。
- この取扱いは、新たな借入金が、本制度

の適用要件の一つである10年以上の割賦償還の方法で返済することとされているような場合に、本制度の適用対象外とするとは適切ではないという考え方によるもので、その趣旨からすれば一度目の借換えのみに限るべきものではないと考えられます。

したがって、借換えをした住宅借入金について再度借換えをした場合であっても一定の要件を満たしていれば、引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

借換えによる新たな住宅ローン等が住宅借入金等特別控除の対象となる場合には、次の金額が控除の対象となる住宅ローン等の年末残高となります。

$$1 \ A \geq B \text{ の場合} \cdots \text{対象額} = C$$

$$2 \ A < B \text{ の場合} \cdots \text{対象額} = C \times A/B$$

A=当初の住宅ローン等の残高

B=新たな住宅ローン等の借入時の金額

C=新たな住宅ローン等の年末残高

## 定年前退職者等に支給する転進助成金

退職後、新たに再就職等をする社員に対する助成策として、退職後の職業に役立つ資格、技能習得のための社外講座、試験に要した費用を支給する「転進助成金」は、給与所得又は雑所得として課税されます。

退職前に支給が確定するものは、雇用関係に基づいて受ける給付のため、給与所得に該当します。

退職後に支給が確定するものは、退職に因るとして支払われるものではなく、また、本制度の対象となる講座や試験に該当しなければ助成は受けられないことから、給与所得、退職所得及び一時所得のいずれにも該当せず、雑所得に該当することとなります。

転進助成金は、使用者の業務遂行上の必要に基づき、使用人としての職務に直接必要な資格、技術の習得を目的としたものではないため、非課税とはなりません。

建物部分と敷地部分を区分記載した賃貸料の消費税	
事務所などの建物を貸付ける場合の家賃は消費税の課税の対象となります。土地の貸付けは課税の対象とはなりません。	しかし、賃貸借契約において敷地部分の賃貸料を建物部分と区分して記載していたとしても、建物の賃貸料全額がオフィスビル等の貸付けの対象となります。
価は、その建物の所在する場所によって決定される場合が多いとしても、それは賃貸料を決める場合の一要素に過ぎません。土地の使用は、そのビル等の貸付けに必然的に随伴するものであり、その使用は土地の貸付けです。当しないと考えられるため	せんし、ビル等の貸付けに伴う